

学校・病院・行政機関の庁舎等

敷地内全面禁煙です

- 屋内は全面禁煙です。
(喫煙設備を設けることはできません。)
- 敷地内(屋外含む)に喫煙設備を設けないよう努めてください。

【対象施設】

受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人(子ども、患者、妊婦)が主に利用する施設です。

(学校、幼稚園、大学、保育所、児童福祉施設、病院、診療所、助産所、施術所、薬局、行政機関の庁舎等)

<例外措置>

主に療養を中心とする施設など、利用者への一定の配慮が必要な施設や特別な事情がある場合は、施設管理者の判断で屋外に国の要件を満たす喫煙場所を設置することも可能です。

学校、病院、行政機関の庁舎等の 管理者のみなさんへ



喫煙禁止場所の
灰皿等設置禁止

喫煙禁止場所に喫煙器具・設備を設置しないでください。



違反者への
注意

喫煙禁止場所において、喫煙をしている人や喫煙をしようとしている人がいれば、喫煙の中止又は退出を求めてください。

◇改正法、条例に違反すると、罰則の対象となることもあります。

望まない受動喫煙を
なくしましょう



大阪府では

子どもの受動喫煙防止

に取り組んでいます

子どもたちは、自らの意思で受動喫煙を避けることができません
住居、自動車、通学路、公園など、子どもが利用する
あらゆる場所で受動喫煙させないよう努めましょう

みなさんへ3つのお願いです

- ☆約束その1☆
子どもの近くでは、吸わない・吸わせない
- ☆約束その2☆
たばこが吸えるところに子どもを立ち入らせない
- ☆約束その3☆
たばこの煙の健康への影響を理解する



「改正健康増進法」や「大阪府受動喫煙防止条例」に関する問い合わせは、以下をご利用ください。

大阪府受動喫煙防止対策相談ダイヤル

☎ 06(6944)8224

平日(月～金) 9:30～18:00

※祝日・年末年始(12/29～1/3)は除く

※大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市に所在の施設は、下記が利用できます。

大阪市	受動喫煙防止対策コールセンター	06-6226-8471	平日9時から17時30分
堺市	健康福祉局健康部健康推進課	072-222-9936	平日9時から17時30分
豊中市	健康医療部健康政策課	06-6152-7352	平日9時から17時15分
吹田市	健康医療部健康まちづくり室	06-6384-2614	平日9時から17時30分
高槻市	保健所 健康医療政策課	072-661-9330	平日8時45分から17時15分
枚方市	保健所 保健医療課	072-807-7623	平日9時から17時30分
八尾市	保健所 保健企画課	072-994-0661	平日8時45分から17時15分
寝屋川市	保健所 保健総務課	072-829-7771	平日9時から17時30分
東大阪市	保健所 健康づくり課	072-960-3802	平日9時から17時30分

府民のみなさんは、受動喫煙が健康に及ぼす影響について理解を深めるとともに、周りの人たちに望まない受動喫煙を生じさせることがないよう努めてください。



たばこのルール!

～2020年4月からたばこの新しいルールがはじまりました～

病院・学校
学校・幼稚園・保育所、
病院・診療所、
行政機関の庁舎等

敷地内全面禁煙

飲食店
オフィス・事業所など
事務所、工場、ホテル・旅館、
鉄道、その他の施設

原則屋内禁煙

(専用の喫煙室でのみ喫煙可)



オフィス・事業所・飲食店等
事務所、工場、ホテル・旅館、鉄道、その他の施設

多くの人を利用する全ての施設は**原則屋内禁煙**です。

(専用の喫煙室内のみ喫煙可能です。改正法、条例に違反すると、罰則の対象となることもあります。)

オフィスや事業所、飲食店の管理者のみなさんへ



喫煙禁止場所に喫煙器具・設備を設置しないでください。



喫煙禁止場所において、喫煙をしている人や喫煙をしようとしている人がいれば、喫煙の中止又は退出を求めてください。



従業員に対する受動喫煙防止対策も講ずることが必要です。



店内を禁煙にしている飲食店は、出入口付近に禁煙標識を掲示してください。

◇屋内で喫煙する場合は、喫煙室の設置が必要です。

○喫煙専用室



喫煙をするためだけの部屋です。飲食等のサービスは提供できません。

○加熱式たばこ専用喫煙室



加熱式たばこのみの喫煙が可能な専用室です。飲食等のサービスの提供をすることができます。

喫煙目的施設 (喫煙目的室)



喫煙を主目的とするバー、スナックや、たばこ販売店、公衆喫煙所などの施設(喫煙目的室)では喫煙することができます。

喫煙室を設置する施設の事業者のみなさんへ



施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられています。



20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。



広告・宣伝をする時は、喫煙室設置施設である旨を明示してください。(喫煙専用室を除く)



義務違反時には罰則等が適用されることがあります。

大阪府健康医療部
健康推進室 健康づくり課

大阪府受動喫煙防止条例

検索

詳しくは大阪府ホームページをご確認ください。



藍ちゃんのラップ動画配信中!



飲食店



◇飲食店の経過措置について

一定の要件を満たす経営規模が小さい既存飲食店は、**経過措置**として店内**禁煙か喫煙か**を選択できます。

→喫煙を選択した店舗は、標識(喫煙可能店 or 喫煙可能室)を設置してください。



飲食等のサービスの提供をすることができます。
20歳未満の人の立入は禁止です。
(20歳未満の従業員を含む)

<経過措置の要件>

条件1: 2020年4月1日以前から継続して営業している飲食店

条件2: 個人経営又は資本金5,000万円以下の飲食店

条件3: 客席面積100㎡以下の飲食店

2022年4月から

従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙に努めてください

2025年4月からは

客席面積30㎡以下の飲食店のみとなります

○府条例の規制対象となる飲食店に対しては府の支援制度(大阪府受動喫煙防止対策補助金)が利用できます。

※詳しくは、(公財)大阪産業局(06-6266-1977)にお問い合わせください。